

「パートナーシップ構築宣言」

当組合は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模を超えた連携により、取引先との共存共栄を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- オープンイノベーションを活用した協同組合や関連商工会等の新規事業創出に取り組む。
- 積極的にＩＴ人材育成・環境整備を行い、災害時の事業継続や働き方改革に繋げる。
- 太陽光発電システムの設置など施設省エネ化を進め、グリーン化に取り組む。
- 他業種の企業・団体と連携し、共存共栄の社会の枠組み作りを進める。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と取引先事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引先事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引先事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

取引代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を取引先事業者の負担とせず、また、将来的には支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用してノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引先事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引先事業者に取引上一方的な負担を押し付けないよう、また、事業再開時等には、できる限り取引活計の継続に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 取引先には不当・不条理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合理的に依頼・交渉する。
- 約束手形の利用廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2023 年 7 月 7 日

富山県農業機械商業協同組合
企 業 名

代表理事 上田 公一
役職・氏名（代表権を有する者）